

4. スポーツの公共性の諸問題

－イギリスにおけるスポーツ政策を事例として－

内海 和雄

1. イギリスのスポーツ政策の変遷

1. スポーツ政策研究の動向 (Sports Councilの位置の大きさ)

イギリスのスポーツ史、レジャー史の研究は1970年代以降である(文献14の補遺参照、阿部生雄)。同様にレジャー社会学は1973年代以降である。

それらのうち、近年のスポーツ研究の約40%は、善かれ悪しかれSports Councilが関わっている。

スポーツ政策研究は1980年代以降である。

2. イギリスのスポーツ政策の動向－公共性に関わって－

public sphere, public policy, public sector
(文献13-p224, 5)

(1)1960年代以前

1)社会背景(以降、社会背景は文献1, 2参照)

第一次世界大戦が帝国主義戦争一色であり「国王と国のために」戦うのに比して、第二次世界大戦は帝国主義戦争の様相も持ちながらも、中心的性格としては反ファシズムの戦争、ファシズムに対する「民衆の戦争」となり、イギリスは連合軍の中核を形成した。この総力戦の中、イギリスでは挙国体制が確立し、労働党も内閣に加入した。労働組合の力も石炭産業を中心に強化した。こうして戦争と社会改革が意識的に結合され戦後の福祉国家建設へと繋がっていった。

国家の経済への介入の積極的推進と、「計画」ということの重要性は、第一次世界大戦時の教訓を背景とし、ソ連での経済計画の影響もあった。

1942年12月「ベヴァリッジ報告書」は社会保険と関連サービスについて、「揺籃から墓場まで」の青写真を提起した。

1945年7月選挙。労働党政権。社会保険制度、国民医療制度の実現、完全雇用の維持などとも

に、英国銀行、燃料・動力産業、鉄鋼業など基幹産業の国有化を謳った。この福祉国家政策は基本的には1970年代まで保守党も踏襲した。

戦後は帝国の崩壊(1947, 8インド独立)。1949年4月4日NATO成立、参加。軍事費増大。1950年代の経済ブームがカラード移民を積極的に受け入れた。同様に50年代の経済上昇が戦後の諸制度の見直しを迫り、青年問題、教育問題の再検討を促した。Crowther Report (1958)、Albermarle Report (1960)。こうした背景の下にCCPRは1958年に Wolfenden Committee を設立し、1960年に Wolfenden Reportを得た。

2)スポーツ動向(文献3参照)

1935 Board of Education がCentral Council for Recreative Physical Training(CCRPT→CCPR)を設立

1937 Physical Recreation and Training Act が成立し、The Fitness Councilを創設し資金配分などの権限を与えた、National Fitness Campaignを開始した。(対ドイツ戦争で促進されて成立)しかし戦争で曖昧化したが、援助は教育局から継続された。この法律によりレクリエーションへの国家援助の原理が確立されたといわれる。

(文献12-p9)

当時の国家的政策はCCPRへの援助のみであり、1930年代の終了までにはレジャーにおける混合経済(mixed economy of leisure, state, voluntary, commercial)(文献12-p11)が続いた。

学校教育では1944年のバトラー教育法により、地方自治体に対して学校のスポーツ施設建設を奨励した。戦後のスポーツ政策は学校教育を除けば、上記の援助のみで、施設建設や行事等の振興は専ら voluntary club に依存し、福祉政策もスポーツやレジャーには届かなかった。

(2)60年代

1)社会背景

1958年以降の景気上昇のなかで、「豊かな社会」が実現(マクミラン)された。しかし一方で帝国が崩壊し、60年代のはじめには12の植民地が独立した。1963年にECへの加盟を拒否される。(72年1月加盟)60年代半ばから70年代へ経済危機が進行した。

1964年10月労働党政権誕生。「大衆消費社会」の成立。文化的には「寛容にみちた社会」=タブーへの挑戦や、50年代後半からの青年問題が深刻化した。60年代半ばはセックス「解放」が流行した。

2)スポーツ動向

1960年の Wolfenden Report は地域福祉としての青年問題を重視し、レク・スポーツ施設の不足、地方自治体の役割重視、voluntarism の限界を指摘し Sports Advisory Councilの設立を提案した。

1965年の Advisory Sports Councilの設立は以下の情勢下でなされた。

- ・63年、保守党政権が Minister for Sport を任命

- ・64年の労働党政権(Wilson~1970)が国家責任の強化

- ・65年White Paper, Policy for the Arts、芸術への補助金増

- ・67年に the Arts Council(1946~)に New charter が加えられた。

- ・66年 White Paper, Leisure in the Countryside,

- ・68年に Countryside Commission を設立(政府機関→1988quango 準政府機関)

- ・68年、Sports Council, Planning for Sport, いろいろな調査を背景にした施設建設基準であり、その後の影響は大きい。日本の72年保健体育審議会答申へも影響した。

- ・69年、SC は DES (教育科学省) から MHLG (住宅・自治省) 管轄へ移管。

(3)70年代

1)社会背景

1970年 5月保守党政権(~74.3ヒース首相)。

73年の遅くから翌年に掛けて石炭労組の賃上げスト突入となり、戦後最大の危機となる。その背景に、オイル危機がある。74年 3月労働党政権(第三次ウィルソン首相、1976年 3月~79.5キャラハン首相)発足。

1974年 自治体再編法が改訂され、各自治体の規模が拡大され、レジャー部門新設、スポーツ施策にとって好影響を与えた。76年、IMFからの借款を受けた。公共施策の削減が条件(労働党政権)で、以降の福祉国家政策に打撃を与えた。福祉国家政策の終焉とする意見もある。(Bramham & Henry) これより地域政策が焦点化し、そして80年代は Thatcher 政権による革新自治体潰しが始まった。

2)スポーツ動向

1972年に Sports Council が設立され、諮問機関 Advisoryから執行機関 Executiveへ発展した。その政策の中心は Sports for Allの推進であり、これまでの要求実現重点から、要求の掘り下げ、要求実現の民主化(democratization of culture の中で)を重視し始めた。これによりスポーツ管理の主体が民間から国家へ移行した。

スポーツ施設の建設も国家的社会経済再建計画の一部(文獻11-p19、文獻10-p27)として重視され始めた。

1973年には上院レポートが出され Recreation for All のスローガンを提示した。そして自治体スポーツ行政が進展した。(スポーツカウンスルとの関連)76年には White Paper, Sport and Recreationが、77年には White Paper, A Policy for the Inner City が出された。1979-80 年における 242スポーツ団体の平均収入状況(文獻10-p42)を見ると、20%が Sports Councilと他の政府機関から、11%がスポンサーや寄付により、69%が会費、事業収入となっている。

(4)80年代

1)社会背景

1979年 5月保守党政権(サッチャー)が成立し、マネタリズムを理念とし、「自由競争社会」を目指し、福祉国家の解体、「小さな政府」、夜警国

家を指向した。こうして失業の増大、都市暴動、フーリガン、労働組合抑圧等社会問題は噴出した。

公共支出の削減（公務員定員削減、教育費抑制）、国有企業（電信電話、自動車、ガス、航空機等）の民営化、公営賃貸住宅の売却等、公共性の崩壊への施策を強めた。フォークランド戦争（1982）での強硬が一時支持を拡大した。しかし悪名高き「人頭税」（コミュニティ・チャージ）を採用し、命取りとなった。

2) スポーツ動向

レジャー分野での準政府組織がそれぞれ生まれた。The Arts Council, The Sports Council, The countryside Commission(1982～)。

公共財政の削減の中で Sports Council は組織、機能、予算ともに拡大した。そこでの重点は Areas of special needs, Football in the community, Urban deprivation grants, Pound for pound schemes, Action sports. 等である。

経済下降、失業の増大、都市の腐敗は政府のレジャーへの介入を早めた（文献11-p70）が、他方で民間委託、強制競争入札も強化された。80年代はスポーツへのスポンサーシップの拡大（文献8-p141）の時期でもあった。70年代のスポーツ行政の中心が施設の管理運営であったとすれば、80年代は地域レクリエーションの時代へ移行した。

(5) 90年代

1) 社会背景

1992年より教育、医療などの一部を除く全自治体機能が強制競争入札 Compulsory competitive tendering にかげられることになっている。

2) スポーツ動向 (未定)

(6) 戦後スポーツ政策の時期区分

1) 内海は上記のように、約十年ごとの五期に区分した。

2) 先の資料1(略)では戦後のレジャー「政策」史を1976年の福祉国家を基準に二期に区分している。

3) I.P.Henry('Sport and the state: the development of sport policy in post-war Britain',

Social Science Perspective, British Association of Sports Science Monograph, No.2, White Line Press, 1990)は次のように四期に区分している。

ア. 伝統的複数主義 (Traditional Pluralism) 戦後～1950s: コマーシャルとvoluntaryが中心でstateは補助の段階、1959年の総選挙でもスポーツは選挙政策とはなっていなかった。

イ. 福祉改革主義 (Welfare Reformism) 1960～1970年代半ば: スポーツが教育、医療、家と同様に、基本的人権 (fundamental right of citizenship, civil right, right of citizenship) になった。1975年の White Paper, Sport and Recreation (Department of Environment) はその理念的承認である。しかし76年のIMF借款より、福祉国家の衰退が始まった。

ウ. 実務者の批判 (The Managerialist Critique) 1970年代後半: sports for all政策のもとでも、人種的、階級的、性的、年齢的な格差を生んできたとして、新たな台頭とされている。(時期区分として、今一つ不鮮明)

エ. ニューライトの台頭 (The New Right and sports policy): 1979年保守党政権以降。公共投資の削減方針。しかしスポーツに対しては厳しくなかった。それは、①ナショナリズムの高揚にスポーツが重要であったこと、②都市暴動に見られるような社会不安定への対策としてスポーツが活用されたからである。その一方でスポンサーシップの奨励、コマーシャルベース化が進行した。

3. スポーツ政策研究出現の背景

1972年以降の執行機関としてのSports Council そのものが国家のスポーツへの直接的介入として捉えられてきた。しかも80年代に入り、都市問題、失業問題等への対応も兼ねて、スポーツ部門は益々重要となり、Sports Councilの役割も大きくなってきている。補助は拡大したが理論的探求は詰められていない。

他方80年代のサッチャー政権下でのマネタリズム、そして90年代の全自治体での強制競争入札の

進行の中で、Public Sector の位置の再検討が求められている。それは単にスポーツだけでなく、すべての分野で、個人（自由、選択、責任）と国家の関連が問題化されている。

II. スポーツ政策の理論

1. 政治的立場とレジャー政策（文献16-p2～）

LEFT

communism -- democratic -- liberalism --
socialism

RIGHT

-- conservatism -- -- fascism

1) Liberalism: 法のもとでの生命、財産、自由は自然権として存在する。国家の介入は個人の自由の抑圧である。市場原理のもとでは不平等は不可避であると考ええる。

2) Conservatism: リベラリズムも社会主義も理想論であって欠点がある。保守主義での理想は現状維持であり、変化から守られねばならない。不平等は不可避であり家庭の相続を通して継承される。富とは、権利や自由と同様に国家によって与えられた、責任を伴うところの特権である。

(Wealth is a privilege granted by the state which carries with it responsibilities as well as rights and freedoms.)

3) Socialism: 資本主義的生産様式のもとでつくられ持続化される不平等の矯正のためには共同活動 (collective action, collective consumption 共同消費-内海)が必要であると考ええる。

社会主義的スポーツ政策の四つの視点（文献15-p102）は次のようである。ア、Sports for Allの平等、イ、そのための十分な施設と補助、ウ、諸施設の社会的所有、エ、施設や組織の民主的規制 (Democratic control)。

2. スポーツ提供主体 (Provider) をめぐって

次の三つの主体が考えられる。Public Sector、Private (Commercial) Sector、Voluntary Sector である。

(1)消費過程の分類（文献12-p151） 資料略

(2)イデオロギー的分類（同前、p152）

1)アンチ共同主義 (Anti-collectivism) と市場第一主義

新リベラリズムと呼ばれ、publicはcommercial sectorが提供しない部分のみに介入する。個人の自由、選択が保護されるべきであり、人工的なニーズの形成は良くない。経済効率優先であり、強制競争入札の推進をする。

2)嫌共同主義 (Reluctant collectivism) とレクリエーション的福祉 (Recreational Welfare)
public, voluntary, privateの厳格な識別は困難であり、レジャーにおける混合経済のバランスが大切とする。教育・医療・住居も混合経済である。レジャー権は civil rightであるよりも social right であるが、社会福祉における位置は教育・医療・住居よりも低位である。

3)フェビアン社会主義とレクリエーション的福祉

意味のある自由は平等無くしては有り得ない。国家の役割は資本市場によって形成され持続化される不平等を矯正したり、共同活動を通しての社会福祉を最も効果的たらしめること。レジャーにおける基本的人権を承認する。基本的タームは、平等、自由、友愛 (fellowship)、民主的参加、人道主義。

4)マルクス主義と福祉としてのレクリエーション (Recreation as Welfare)

レジャーの提供は次の三点に要約される。ア、社会的緊張や闘争を減ずる、イ、社会的、経済的分離を覆い隠し、人為的な地域、国家共同体観念をつくる、ウ、支配階級の価値観を労働者階級へ注入する。したがって、マルクス主義はレジャー政策の手段性を強調する。それ以外はあまり展開していない。

5)フェミニズムとレジャー政策

3)と4)の混合で成り立ち、意思決定過程における女性の劣位、女性の進出を強調する。

3. 諸概念

1) 基本的人権と社会権

ア. 基本的人権 (Civil Right, Right of Citizenship)

社会権よりもより一層 Collective であり、Public Sector の責任は大きい。1975 年の White Paper, Sport and Recreation は基本的人権の立場にたっている。

イ. 社会権 (Social Right)

社会権のなかでもレジヤーの権利は教育、住宅、医療への権利よりも低く考えられている。ここでは Public Sector, Commercial Sector, Subsidy, Partnership が含まれる。

Public Sector は地域の健康 (知・徳・体) にとって必要だが、私企業が行わないものを行う。「レジヤーへの参加保障を基本的人権として主張する急進福祉主義 (Radical Welfarism) は別として、大部分の人は緩い形での社会権は承認している。(文献 11-p160)

2) 自由と平等、どちらが優位か

ア. 自由 (Freedom): レジヤーは個人主義であり、個人の自由、選択により市場原理に委ねられるものとする。公共施策は自足できない少数者に、短期的に与えられる。

イ. 平等 (Equality): 市場原理では自由はなくなるので公共部門で保障する必要がある。

3) 社会事業と福祉事業

ア. 社会事業 (Social Service)

イ. 福祉事業 (Welfare Service)

4) Public Policy の考え方

ア. 共同消費 (Collective Consumption): 非市場分野、健康・教育など。労働党のレジヤー観に近い。

イ. 準共同消費 (Quasi-collective Consumption): 本質的に Private なものへの公共補助。保守党や自由党のレジヤー観に近い、国や自治体は補完 (Complment) するだけ。

2. 『サービス産業と福祉政策—イギリスの経験—』森嶋通夫他、創文社、1987。

3. Wolfenden Committee, Sport & the Community, CCPR, 1960.

4. Sport in the seventies—Making good the deficiencies—, The need for a planned programme of capital investment on sports facilities, The Sports Council, 1972

5. Sport in the Community—The next ten years—, The Sports Council, 1982.

6. Into the 90's—A Strategy for sport 1988–1993, The Sports Council, 1988.

7. H.J. Evans, Service to Sport—The Story of the CCPR—1935 to 1972—, The Sports Council, 1974.

8. P.C. McIntosh et al, The Impact of Sport for All Policy 1966–1984—And a Way Forward—, The Sports Council, 1985.

9. J.F. Coghlan et al, Sport and British Politics since 1960, The Falmer Press, 1990.

10. Sue Glyptis, Leisure and Unemployment, Open University, 1989.

11. F. Coalter et al, Recreational Welfare—The Rationale for Public Leisure Policy—, 1988.

12. I.P. Henry (ed.) Management & Planning in the Leisure Industries, Macmillan, 1990.

13. L. Haywood, I.P. Henry et al, Understanding Leisure, Stanley Thornes (Publishers) Ltd, 1989.

14. 『現代社会とスポーツ』P.C. McIntosh、寺島他訳、大修館書店、1991。

15. G. Whannel, Blowing the Whistle, the politics of sport, Pluto Press, 1983.

16. P. Bramham, I.P. Henry, 'Political ideology and leisure policy in the United Kingdom', Leisure Studies 4, E & FN Spon Ltd, 1985.

参考資料

1. 『イギリス史 3 近現代』村岡、木畑編、世界歴史体系、山川出版社、1991年。